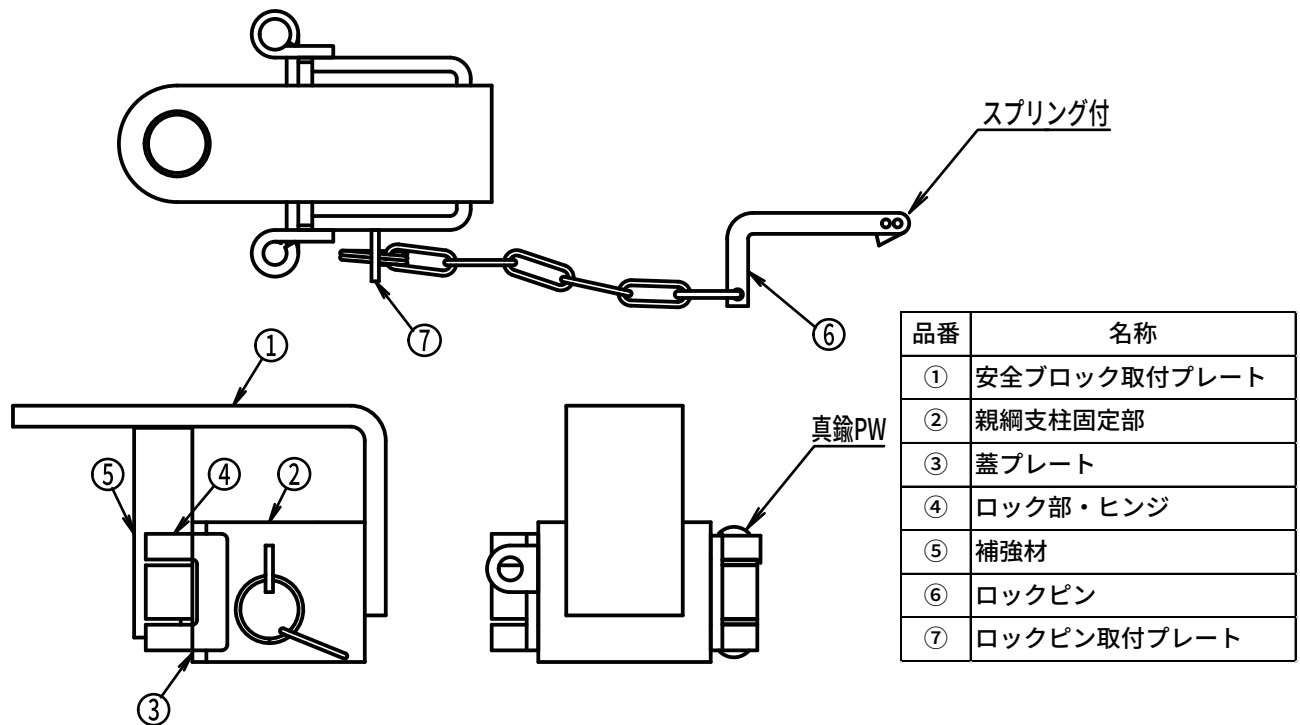


安全ブロック吊下げ金具検収基準

始業点検：使用する人が作業前に毎回行ってください。

定期点検：使用する人もしくは管理者により 1 ヶ月ごとに行ってください。

異常時点検：作業中異常を感じたら直ちに作業を中止し、再点検を行ってください。



検収基準

整備項目	●可動部が正常に作動するか。差し込みピンのロックが機能しているか。 ●本体に傷変形・ゆがみがないか ●本体が変形・亀裂・著しく錆びていないか。 ●蝶番のリベット部分にガタ、傷がないか。 ●蝶番の溶接部分に亀裂等異常がないか。
修理項目	●本体に異物が付着した場合はふきとる。 ●可動部には定期的に注油する。 ●差し込みピン不良の場合は交換する。
廃棄項目	●吊下げ金具本体の可動部が正常に作動しないもの。 ●吊下げ金具本体の変形が著しいもの。ゆがみがあるもの。 ●吊下げ金具本体や溶接部に損傷・亀裂があるもの。 ●吊下げ金具本体が全体的に錆びているもの。 ●吊下げ金具本体に溶接や加工など、改造したもの。 ●異常な荷重のかかったもの、異常な衝撃の受けたもの。